

沖縄法政研究所報

Okinawa Institute of Law and Politics

第26号

所長の任を終えるにあたって pp.1-2

地域と共に考える研究所 pp.1-2

新所長・副所長挨拶 p.2

第15回シンポジウム 法律学と経済学の交錯 - 沖縄への提言 - pp.3-6

第38回講演会「貧困」を考える - 子どもの成長発達と沖縄の明日 - p.7

研究会 pp.8-9

出版のお知らせ p.9

共同研究活動報告 pp.10-11

コラム「さんごしょう」 p.12

2016年度 所員・特別研究員名簿 pp.13-14

2016年度 活動報告 p.15



第11代所長

任期 2015年4月1日～2017年3月31日

いな ふく ひで お
稲 福 日出夫

法学部教授
専攻: 法史学・法思想史



前号(25号)ではこう結んだ。「新年度もまた、学内外から法政研に期待されている課題に向け、一緒に取り組んでいきたい」。本年度も残り僅かとなったが、果たしてどうであったか、振り返ってみたい。

本年度開催した研究会や講演会等、その様子は本所報に紹介されている。山本章子さん、山内正さんは、紀要『沖縄法政研究』(19号、2017年)にも論説を寄稿され、当日発表された内容を、あらためて詳しく知ることができる。

秋には、シンポジウム「法律学と経済学の交錯－沖縄への提言－」が開催された。実現にむけては、伊達竜太郎所員の尽力に拠るところが大きい。感謝したい。2017年1月20日、佐藤学所員が報告した研究会「米国大統領選挙を考える－歴史の転換点なのか?－」はアメリカ大統領の政権交代時と軌を一にした、それこそ時宜を得た研究会であったように思う。その折りのコメンテータの野添文彬所員は、2016年12月に「沖縄協会 沖縄研究

所長の任を終えるにあたって

奨励賞」を受賞された。研究所としても喜ばしい。

2月には三宅孝之さんを講師に招き、「貧困を考える」講演会を開くことができた。このテーマでシンポジウムができないかということは、昨年来、事業計画委員会で何度か話し合われた。実際、県内で開かれた貧困問題に関するシンポジウムを、照屋副所長、石川研究助手と一緒に聞きにいったりもした。が、法政研が主催して開くにあたって、その切り口に悩んでいた。

私自身は、「絶対的貧困率、ワーキングプア率、全国最悪を更新」「3世帯に1世帯、困窮」といった県内の子どものおかれた実態に迫った報道、また、それに関する新聞連載を読みながら、或るテレビドラマを思い起こしていた。私が中学三年生から高校生になった頃だから、1965年から6年にかけて放映されていた『判決』である。仲谷昇や河内桃子、南風洋子、佐分利信などが弁護士役で出演していた。確か、毎週土曜日の夜9時から1時間、私はテレビの前から動かなかった。最終回のタイトルは「憲法第25条」。生活保護法をめぐる内容であった。しかし、その最終回の後半の映像が不自然に消えた。しばらくして、出演者たちが現われ「これ以上放映することは許されませんでした。いつの日か、こうした番組を制作できるほどに日本の民主主義が成熟することを祈ります」といった内容のことを語っていた。その頃、私が彼らの発言の意味を理解していたとは思えない。が、大学生になって、この番組は放

第11代副所長

任期 2015年4月1日～2017年3月31日

てる や ひろ ゆき
照 屋 寛 之

法学部教授
専攻: 行政学・政治学



この2年間で振り返っても沖縄の基地問題が頭から離れることはなかった。とりわけ辺野古の新基地建設、高江のヘリパッド建設は、民意を無視するものであり、憤りを禁じ得じえない。沖縄法政研究所(法政研)でも機会あるごとに基地問題をテーマにしたシンポジウム、講演会、研究会を開催してきた。基地問題に正面から取り組み、研究者と地域住民が考えてきたことは意義深い。基地問題は難しく取り組みにくい問題であるため、

地域と共に考える研究所

なおさらこのような企画を通して理解を深めていく必要がある。

かつて大学の教員は研究室で研究に専念することのみが評価される時代もあった。ところが、今や研究室を飛び出し、法政研の様々な企画にも、さらに地域とも関わっていくことが時代の流れとなってきた。時代のニーズとして地域との連携・協創が言われるようになってきた中で、法政研が待機児童問題、環境問題、まちづくり、貧困問題など様々な課題をベースにして考えていくことは地域にとっても研究所にとっても必要である。地域の課題に目を向けることは法政研の設立趣旨にも合致する。研究所と地域が連携していくことは相互に大きなメリットがあることは言うまでもない。

法政研ももうすぐ20年の節目を迎えようとしている。そのような折、研究所のこれからのあり方を考えるために法政大学の沖縄文化研究所を訪ねる機会があった。研究所の事業の中に学生、一般市民に公開された授業があった。15回の講義を前

映中止に追い込まれたことを知った（渡辺洋三『日本における民主主義の状況』岩波新書、1967年）。

テレビドラマといえば、1994年の「家なき子」も思い出される。いつも大きながま口のようなバッグを首から掛けていた女の子すず（安達祐実）と愛犬リュウの物語である。中島みゆきのメロディーが流れていた。2月に開催された講演会の準備をすすめながら、クサムニーヤ シムン、「同情するなら金をくれ！」というすずの叫ぶような、つぶやくような声を思い出し、その声にどう応えることができるのか、自問し、苦しんでいた。

2月末から早稲田大学、法政大学を、照屋、石川と私の3名で訪問した。研究所の在り方、仕組みを直接うかがうためである。早稲田では梅林直之アジア研究ユニット長をはじめスタッフの方々、また琉球・沖縄研究所の勝方＝稲福恵子さん、法政でも沖縄文化研究所の中俣均所長、大里知子兼任所員が対応してくださった。それぞれの研究所のかかえる問題点など、率直な意見交換ができたように思う。石川助手は日程を延ばし、さらに神奈川大学、大東文化大学の研究所でも聞き取り調査を行った。

さて、この4月から、法政研も、所長に佐藤学さん、副所長に平剛さんを迎え、新たな船出となる。沖縄を取り巻く重苦しい空気なかで、法政研が、希望を見いだすことのできる情報発信の場のひとつであり続けることを願う。最後に、この2年間、お世話になった方々に感謝申し上げます。

期後期の年2回開講し、15名の講師がオムニバス形式でそれぞれ担当する。学生は単位が取得できる。東京で基地問題など沖縄関係の講座があることにある種の感激を覚え、このような企画を法政研究所でも実施し、地域に公開することは素晴らしいことではないか、と考えた次第である。

私たちの世代は大なり小なり沖縄が抱えている社会問題に関心があるが、今の大学生、若者はあまり関心を示さなくなった。だからこそ、このような若者の社会問題への関心を高めるためにも講座として設定し、同時に地域にも公開し、考えていくことが殊に必要な時期になっているのではないか。

所長、副所長の4年間、事業計画委員、所員のご協力に深く感謝しております。これから佐藤所長、平副所長を中心に研究所が力を合わせて、沖縄が抱えている諸問題の解決にお役に立てるような活動ができることを期待しております。

第12代所長

任期 2017年4月1日～2019年3月31日



さとう まなぶ 佐藤 学 法学部教授
専攻：地方自治、アメリカ政治

いま、沖縄は、法的にも政治的にも、激流の中に立っています。中央—地方政府間関係、憲法・地方自治法、国際関係、日米安全保障条約体制、地方政治・行財政といった、沖縄法政研究所が研究対象とすべきあらゆる分野で、根源的かつ歴史的な問いかけに答えていかねばならない時代にあると考えます。常識・常態とされてきたことがらが、激しく揺さぶられています。

このような時期に、組織を動かす経験が皆無の私に所長が務まるか、甚だ心許無いのですが、所員、特別研究員の皆さまの学術研究に役立ち、それが社会への貢献につながるような沖縄法政研究所の活動を志す所存です。

なにとぞ宜しく御指導のほど、お願い申し上げます。

第12代副所長

任期 2017年4月1日～2019年3月31日



たいら つよし 平 剛 法学部教授
専攻：財政学、地方財政論

佐藤学所長のもとで沖縄法政研究所の運営に携わる機会をいただきました。これから2年間、研究所の役割、存在意義とは何かを自問しながら任務を果たして参りたいと思います。ご指導賜りますようお願い申し上げます。

沖縄法政研究所フォーラム第15回シンポジウム

法律学と経済学の交錯 — 沖縄への提言 —

2016年11月5日（土）に、本研究所の主催で、浜田宏一教授（イエール大学／内閣官房参与）と徳本穰教授（特別研究員／筑波大学法科大学院）を招聘して、シンポジウム『法律学と経済学の交錯－沖縄への提言－』を開催した。

本シンポジウムでは、まず、沖縄経済の現状と課題を含めて、法律学と経済学という双方の観点から講演をして頂いた。その後のパネルディスカッションでは、所員の伊達竜太郎准教授に「沖縄経済特区と沖縄振興特別措置法との関係性」、鈴木和子氏（鈴木和子税理士事務所所長）に「沖縄経済特区の優遇税制」、桑田保広氏（株式会社ANA Cargo沖縄統括室担当部長）に「物流ハブにおける実際の取り組み」のテーマで報告をして頂き、幅広く沖縄県民の皆様と「沖縄の未来を考える」機会を設けることができた。参加者は140人。（文責：伊達竜太郎）

【基調講演】

沖縄の可能性と課題 — 経済学の観点から — 浜田宏一 イェール大学名誉教授／内閣官房参与



沖縄経済では、有効求人倍率が「1」を超えるなど、明るいニュースが多い。アジア経済戦略構想という形で、日本やアジアなどの架け橋になることを目指しており、沖縄がグローバルに長期的な展望を持つことは、大変喜ばしい。

また、法律学と経済学間のような学際研究の重要性も指摘したい。独創的なことをする場合、他の領域で生じていることを自らの土俵で使えるか考えてみると、異なるアプローチが出てくる。沖縄の状況を考えると、政治経済学のアプローチが役に立つ。世界の様々な人々・団体・国家は、意図や目標を持って競い合っている。日本が世界の弱肉強食の中に置かれた場合、国益を考えて対処する必要がある。琉球王朝時代を想起すると、外交の才能により中国・朝鮮・日本とも関係があり、対

立する力の間でうまく交渉することは、大きな能力であった。

経済特区については、国内のある地域を囲い込んで外国と自由に貿易をすることや、新しい医学を保険制度の変更で行うことなど、様々なことが行われる。特区は、ある部分だけは外国と自由に交渉や貿易をしても良いなど、様々な経済の法則や新しいことが出てくる。

特区では、堰（せき）を設けて経済活動を起こりやすくしたり、起こりにくくしたりできるが、反対する人も出てくる。アベノミクスでいえば、従来の第3の矢「成長戦略」で、政府が今まで享受していた特権を維持するために反対する。特区の方向性は良いが、改革スピードが官僚やその他の人々の抵抗で遅くなっていることは問題である。

そして、特区はショーウインドーである。ある地域で特定の事業しかできないと思われていたが、特区を作ってみたら新しい医療などができる。日本社会・政治・行政の仕組みとは違ったやり方で効果を発揮することが、国民も見えていく。

また、アベノミクスが始まったとき、従来、金融政策はあまり効果がないと考えられていた。金融は究極的に紙幣という紙を刷ることであり、生産性を上げるには限界があるという考え方が強かった。しかし、人々の期待を考慮して、日本銀行の黒田東彦総裁のもとで1、2年目はうまくいった。将来インフレになることを皆さんに知らせ、皆さんがお金を使おうとした。それが、2013年・2014年頃のアベノミクスの従来の第1の矢「金融政策」の成功であった。

ただし、消費税が5%から8%に上昇して、コストが増えて需要が減り、金融政策はあまり機能しなくなった。金融政策は市場にも影響を及ぼすが、外国為替を通じたチャンネルがうまく働かず、アベノミクスのインフレへの期待も当初の予想通りではない。消費税を上げて、我々の財布が影響を受けた。マクロ経済学の最先端は、国民の財布が豊かでないと経済は成長しないという考え方であり、政府の赤字の心配は二次的なことである。

沖縄の可能性と課題 — 法律学の観点から — 徳本 穰 沖縄法政研究所特別研究員／筑波大学法科大学院教授



現在の日本は、特区を活用しながら企業を集中的に誘致すること、経済や産業の復興や発展に資すべく、日本への国際投資を促進することが重要な課題である。特区を学問的に見た場合、日本は諸外国に比べると、特区の経験があまりなかった。諸外国では1704年の英国領ジブラルタルにさかのぼるが、日本では昭和47年に施行された沖縄振興開発特別措置法の自由貿易地域が始まりと言われる。

特区を企業法の観点から研究すると、重要な法的課題として、ワンストップサービスと特区の管理運営主体のあり方が存在する。企業誘致では、進出企業が効率的なワンストップサービスを楽しむように、機能的な特区の管理運営主体が重要である。企業誘致において、進出企業が、情報をパッケージで得られ、関連する法務や税務の専門家の紹介なども受けられ、進出手続や進出後のアフターサービスを楽しむワンストップサービスの管理運営主体が望ましい。また、特区の管理運営主体は、株式会社などの会社、国や地方自治体の機関など、主体の法人形態の選択が問題となる。

諸外国の状況について、ポルトガルのマデイラ・米国デラウェア州・オーストリアを紹介する。ポルトガルのマデイラは、本土から沖合1,000キロの洋上に浮かぶ諸島で、大西洋の真珠と呼ばれ、自然豊かで観光にも力を入れており、特区が置かれている。沖縄と類似性があり、亜熱帯性気候と貿易を中心に発展してきた経緯もある。マデイラが特区として発展した理由は、法制度などの整備が挙げられる。マデイラの特区の管理運営主体SDMは、マデイラ開発会社という株式会社である。SDMは詳細な情報を提供し、会社の組織形態、特区に関連する法制度、諸外国の事務所、税制の条約などが公表されており、広報も充実し、ほぼワンストップサービスで解決される。

デラウェア州は、米国東海岸のワシントンDCの近くで、全米では最も小さな州の一つであるが、主要企業の約半数は、デラウェア州で設立されている。デラウェア州に企業が進出するのは、使い勝手の良い法制度として、法律・裁判所の判例・法曹界の伝統など制度インフラとして企業法が整っており、企業にとって魅力的である。全米の各州における企業法の競争に勝利したのがデラウェア州である。デラウェア州は、進出する企業にとって予測可能性が高く、日本や沖縄県にとって示唆に富む。

オーストリアのウィーンには、ABAという管理運営主体がある。会社形態は、オーストリア政府が100%出資する有限会社である。ワンストップサービスが充実しており、オーストリアで必要な仲介、立地の助言、法制度の助言、長期的コンサルティング、世界中のネットワークなど、様々なサービスを無料で行う。沖縄県も、特区の管理運営主体として、諸外国の例は参考になる。

【パネリスト報告】

沖縄経済特区と沖縄振興特別措置法との関係性 伊達竜太郎 所員／本学法学部准教授



日本の経済特区は、沖縄経済特区・構造改革特区・総合特区・国家戦略特区の4種類が存在している。また、経済特区の性質による分類として、3パターンに分けられる。①税の軽減・減免を用いる「保税特区（税制緩和特区）」に沖縄経済特区、②税制以外の規制緩和措置をとる「規制緩和特区」に構造改革特区、③両者の機能を併せ持つ「税制・規制緩和特区」に総合特区と国家戦略特区が分類される。

沖縄の経済特区には、広い意味で2つの種類がある。沖縄経済特区という構造改革特区以前のものと、国家戦略特区（沖縄の観光特区）の2つである。これらの特区では、沖縄振興特別措置法（「沖振法」という）と国家戦略特別区域法という根拠法に違いがある。

前者の沖縄経済特区には、経済金融特区・国際物流特区・情報特区の3つがある。まず、物流特区の事業認定法人が、2012年の沖振法改正以降で16社に増えており、画期的な改正であった。

情報特区に関して、観光業が6,000億円規模で情報産業は4,000億円規模に拡大している。沖縄県へ進出した情報通信関連企業の立地数や雇用者数も増えており、沖縄経済特区の中では、情報特区が最大の成功事例であろう。

経済金融特区は、2014年の沖振法改正で、対象産業を金融に加えて、情報・観光・農業・製造業も含めて

5業種に増えている。

最終的には、国税の優遇措置を受けるための認定要件に関連して、①常時使用する従業員の半数以上は正規雇用労働者、②特区内への進出企業が黒字化してから10年の税額控除、③銀行業の新規設立要件の緩和と支店形態での優遇措置などを提言した。

沖縄経済特区の優遇税制 鈴木和子 鈴木和子税理士事務所所長



沖縄に企業誘致をする条件は、魅力的なビジネス環境と、働く人達の生活が快適に送られる環境である。この条件を税制でも後押しする優遇税制を目指すべきである。

現在の沖縄経済特区の優遇税制は、国税と地方税を合わせて9種類ある。各々の特区や振興地域で微妙に優遇税制が異なる。国税の優遇税制の活用は、平成27年度で4件しかないが、その少ない理由は、沖振法で規定される要件が厳しく、数段階にも及ぶ手続きの煩雑さによる。活用事例は地方税が圧倒的に多い。

国税の優遇税制に関して、所得控除・投資税額控除・特別償却の3つの優遇税制は、全部を一度には適用できず、企業が1つの税制を選択する。この優遇税制は、黒字法人や高額な設備投資をした法人にメリットはあるが、赤字法人や高額な設備投資を必要としない法人にはメリットがない。この優遇税制を要望した沖縄県は、優遇税制の対象者を大型の設備を持てる大企業を想定しているが、行政目線の理想像である。政策や戦略の転換が必要であり、優遇税制の内容も見直す必要がある。

沖縄の経済特区税制は、活用するときの問題として、優遇税制の法律の理解に時間がかかり、解説書や通達などの情報が乏しく、税制の質問窓口がない。また、海外の企業誘致策を調査すると、企業の手続きの簡素化を徹底している。行政のための複雑な手続きから、企業の立場に立った簡素な手続きを追求することが望ましい。その上で、優遇税制に関する情報の提供や手続支援のワンストップサービスを充実させることも必要である。

物流ハブにおける実際の取り組み 桑田保広 株式会社ANA Cargo沖縄統括室担当部長



沖縄貨物ハブは、2009年の10月26日からスタートした。ANAは、日本の航空会社で唯一の旅客機と貨物機の両方を持つ会社である。国際貨物に関して、沖縄貨物ハブでは、ほぼ毎日真夜中に、到着10便・出発10便の貨物機を飛ばしている。

ANAが沖縄に来た理由は、まず、沖縄が日本と東アジアを結ぶ真ん中に位置している地理的優位性にある。沖縄から飛行時間4時間圏内に、北海道、ベトナムのハノイ、韓国のソウル、中国の上海・香港、台湾などを全て網羅できる。中国・ASEAN・日本を含めて、20億人の巨大なマーケットが存在する。

また、那覇空港が、24時間運用の高機能空港として使える。日本に約100の空港はあるが、24時間空港は那覇空港を含めて6つしかない。沖縄は24時間通関ができ、真夜中にも税関に申告できる。路線数は、羽田と札幌に次いで、沖縄は3番目に多い21路線であり、日本国内4空港・アジア9空港で、合わせて13拠点を沖縄で結んでいる。

国際貨物は貨物便の真夜中のみで、沖縄のスタッフ約200名が、新規雇用者として働いている。生鮮貨物の輸送として、例えば、北海道でとれた魚介類やフルーツが、沖縄貨物ハブを経由すると、次の日の昼過ぎには香港に届き、夜の食卓やレストランで提供できる。そのスピードが、日本の中では沖縄貨物ハブを使う場合が一番速い。

那覇空港の国際航空貨物の取扱量は年間17万4,000トンで、成田・関空・羽田に次いで、全国4番目の実績がある。沖縄における新規産業の可能性としては、セントラルキッチン構想や航空整備事業（MRO）などを行うことにより、ANAも沖縄の産業振興や雇用促進に貢献したい。

【シンポジウム】

■**浜田氏**：日本経済で求められる沖縄の方向性としては、沖縄で他の地域と違うところを最大限に利用することで、ANA Cargoの事例は、沖縄に適している。また、沖縄は景況感で素晴らしい状況にあり、アベノミクスの目標とする姿が沖縄にある。沖縄も改善する余地はあるが、アベノミクスの波及効果もあり、方向性は正しいものであろう。

また、日本がTPPを批准すると、一部の人にしわ寄せはあるが、国民全体は安い食料が食べられる。もう一度審議し、アメリカがテーブルに戻ってこれれば、世界は自由貿易に近くなる。全体とすれば世界の資源が有効に活用できる。

■**徳本氏**：特区は、現行の沖振法の中で、さらに自由度を高めて規制を緩和する方向で検討していくことになる。沖振法の目的条項を弾力化して、各種施策の先行実施や沖縄独自の政策の実現に対応できるように柔軟な解釈や改正が重要である。

近隣のアジアの特区を意識すると、企業誘致の競争はあるが、沖縄がさらに強さを増すためには、遠方の世界的に機能的に活動する特区と協定を締結することが好ましい。

また、沖縄県における各管理運営主体間の連携の促進と特区のより統一的・一元的な管理運営、税理士会や税理士事務所などとの連携の促進、特区内における特別な紛争処理の在り方（仲裁など）を検討することが望ましい。

■**鈴木氏**：経済特区の税制や手続関係について、解説することや手続を速やかにすることが難しく、判断に苦しむ。これらを進出企業・関係者の皆様・行政の窓口の方々にとって分かりやすくするため、ワンストップサービスの窓口が必要である。

沖振法や租税特別措置法の改正にしても、プロセスが複雑である。沖縄県から提案するときも、地方税や国税を合わせて内閣府や財務省に持っていく。国を説得する理論武装が税制に関しては未熟な点がある。税理士・沖縄県・各市町村・経済界・法律家・関連団体の皆様と協働して、税制に関するシンクタンクなどを創設して、恒久的に発展・成熟させ、国と対等に議論ができる力をつけていきたい。

■**桑田氏**：那覇空港を日本の農水産品の拠点・輸出のゲートウェイとして、今後の機能強化や環境整備を検討している。輸出力の増加に関して、沖縄を経由するだけではなく、沖縄を利用して価値のある貨物を増やしたい。輸送コストに関しては、日本全国の農水産品を沖縄に集めて、物量を増加させてコストを下げ、品質を向上させる。

沖縄は、アジア域内の物流拠点を目指し、日本の各拠点との比較ではなく、アジアの各都市との比較において、優位性や差別化を図れる特徴を持つ必要がある。また、アジア全域を対象とした規模で今後の戦略を考えることにより、沖縄で本当に必要なものが見えてくる。最後に、「沖縄よ、真のアジアのハブになれ」と伝えたい。

■**伊達**：沖縄経済特区において、根拠となる沖振法は10年の時限立法であるが、予測可能性という観点からは、沖振法の恒久法化を提言する。

また、実効性のあるワンストップサービスの構築も提言したい。現在、沖振法で根拠条文は存在していないが、沖縄県の商工労働部でワンストップサービスの構想が立ち上がっており、根拠条文として、沖振法の条文化という形で取り込むべきである。

経済特区では、県外企業の誘致は行われているが、外国企業の誘致はあまり行われていない。県外企業の誘致に加えて、外国企業の誘致の促進や沖縄発の海外進出企業の増大を目指すべきである。

■**普久原均** 特別研究員／琉球新報編集局長：パネリストの共通していることとして、企業進出を促進するためには、ワンストップサービスが重要である。法務や税務の専門家に1ヶ所で相談でき、進出までの様々な手続などを相談できる窓口の創設は、沖縄が改善できる取り組みやすい分野であろう。

桑田氏の話から、沖縄の地理的優位性を生かしたビジネスということで、国際貨物ハブが魅力的に展開されている。同時に、アジアの同様な場所と競争するには、様々な面でハンディもあるが、克服するような制度設計について、今後も議論を深めていきたい。



第38回
講演会

「貧困」を考える ―子どもの成長発達と沖縄の明日―



三宅孝之氏

2017年2月25日（土）15:00～17:40 本学13号館3階（13-302教室）で、「貧困」をテーマに、島根大学大学院法務研究科特任教授の三宅孝之特別研究員を講師に招き、第38回講演会を開催した。少年事件に多く関わってきた三宅氏は、少年非行に表れたその背後の問題を深く捉えることが重要とし、子どもの貧困についても、大人社会の貧困が子どもにどう反映しているのか、その背景を見落としはいけなと述べ、琉球処分や沖縄戦などの歴史にも触れた。また、タイやミャンマー、スコットランドなどでの調査研究の成果も紹介した。三宅氏は97年から91年まで本学で勤務。現在も沖縄県人権協会理事を務める。参加者は100余名。

「負」の連鎖

日本社会は、経済的貧困・社会的排除等の負の連鎖のなかで、階層的固定化が進み、新自由主義が支持され、富める者が富めば、貧しいものにも自然に富が滴り落ち、他を潤すというような発想に進んでいる。しかし、トリクルダウンは起きていない。雇用環境も、使いやすい労働者、解雇しやすい構造が生まれている。

統計数値に表れている貧困率（全国18.3%、沖縄34.8%）、ワーキングプア率（全国9.7%、沖縄25.9%）、完全失業率（全国3.0%、沖縄3.6%）、若年者完全失業率（全国4.7%、沖縄5.9%）の背景にある歴史や構造を考えなければならない。これらに表れている数値は、個人の責任ではなく社会を是正していく必要があることを示すもの。

サポート（社会的絆）の欠如

「呉少女殺害（強盗殺人、死体遺棄）事件」「川崎市中一男子生徒殺害事件」「北谷町中二男子殺人、死体遺棄事件」「うるま市中二男子傷害致死事件」は、経済的「貧困」、不登校状態、差別、ひとり家庭という状況で、教育機会の実質的保障ができていなかったことに起因する。また、種々な形態のサポートも受けていなかった。これらの事件は、社会的絆の欠如が指摘できる（ソー

シャルボンド理論）。少年による殺人や傷害致死事件は、社会的絆が失われると非行に走る傾向にある。

メインシステムとサブシステムの有機的連携 ―サブシステムの重要性―

子どもは逸脱しながら成長していく（漂流理論）。失敗を許容し、やり直しを応援できる柔軟な社会にしなければならない。そのためには、公的なメインシステムと公的・民間組織・私人などのサブシステムの有機的連携とそのコーディネートが重要になってくる。特にサブシステムをしつかりと構築していく必要がある。メインシステムから脱落した場合、いろんな視点でサブシステムが機能しカバーしていかなければならない。

「教育」制度を例にあげると、初等・中等・高等の公教育や就学前養育・保幼などがメインシステムとなり、通信や夜間・定時制など、例えば泊通信制高等学校が公的「サブ」システムとなる。サブシステムはシェルター、子ども食堂、私塾、等々。サブシステムは公的制度、民間やボランティア組織、個人と多様な形態が考えられる。少年に対する福祉的・保護的な対応として、児童自立支援施設や児童養護施設、さらに少年院、「矯正」施設や刑務所もサブシステムとして位置づけられる。メインとサブをどうコーディネートしていくか、知恵を出していかなければならない。

子どもの処遇にカギがある

子どもの処遇の観点は大人の処遇に応用される。つまり子どもの処遇の中に解決する普遍のカギがある。子どもを一人の主体として捉えていくことが重要だ。子どもの発達段階、ライフサイクルにおいて、メインシステムとサブシステムが機能しサポートする社会にすることが必要。

「貧困」問題を個人だけに帰結させないため、子どもの成長発達権や基本的人権を法律で根拠づけることも重要である。個人の尊厳を定めた憲法の理念を現実化させなければならない。

* 講演の一部を紹介した詳細については、本研究紀要『沖縄法政研究』に掲載予定。（文責：石川朋子）



研究会



山本章子氏

第57回研究会

米国の普天間移設の意図と失敗

5月27日（金）開催の研究会で、山本章子特別研究員が「米国の普天間移設の意図と失敗」をテーマに報告した。司会・コメンテーターは野添文彬所員がつとめた。参加者は13名。

本報告では、普天間移設問題に関して米国政府がどのような意図を持ち、また、計画の推進になぜ失敗したのかを解明する。普天間移設問題という場合、一般的に、移設先を日米両政府が取り決めた辺野古とすべきか、それとも県外・国外の移設先を再検討すべきか、という政治的論争を意味する。だが本報告では、そもそも米国政府はなぜ普天間飛行場の移設を必要としたのかに焦点を当てる。

結論を先取りすれば、米国政府は、日本政府・沖縄県の期待とは逆に、1993年の北朝鮮危機後に策定した朝鮮有事作戦計画にもとづき、沖縄に保有する米軍基地機能を強化するため、嘉手納近辺に普天間飛行場の代替基地を建設するという政策を採用したのであった。（報告概要より）



野添文彬氏

第58回研究会

米軍に阻まれた火災調査権

－沖縄大への米軍ヘリコプター墜落に伴う火災を中心に－



山内正氏

7月15日（金）開催の研究会で、山内正特別研究員が「米軍に阻まれた火災調査権－沖縄大への米軍ヘリコプター墜落に伴う火災を中心に－」をテーマに報告した。司会・コメンテーターは前津榮健所員がつとめた。参加者は70名。

ご承知のように、2004年8月13日（金）14時17分頃、普天間基地所属の大型輸送ヘリコプターが沖縄国際大学構内の1号館に激突・墜落し、濃煙と火災が大きく立ち上がる火災を発生させました。地域の消防責任を有する宜野湾市消防本部は通常通りの消火活動や救助活動を行い被害の軽減に努めました。一方、火災の鎮圧後に本格的に行われる火災原因の究明や損害の程度を確定する火災の調査にあっては、米軍が火災現場一帯を封鎖し、日本側の関係者の立入りを禁止したため消防機関の責務とする消防法31条以下の火災調査権が米軍によって阻まれたのです。

本報告は、このような米軍の行為は消防行政との関連においてどのような問題があったのか、「法律による行政の原理」の観点から、過去にあった火災とその後に米軍が引き起こした火災の対応と比較・検証し、その問題点を指摘するものです。（報告概要より）



前津榮健氏

第59回研究会

ニューカレドニアの沖縄系移民

－空白の歴史とアイデンティティの問題－



三木健氏

11月18日（金）開催の研究会で、三木健特別研究員が「ニューカレドニアの沖縄系移民－空白の歴史とアイデンティティの問題－」をテーマに報告した。司会・コメンテーターは石川朋子特別研究員がつとめた。参加者は36名。



石川朋子氏

先月の「第6回世界のウチナーンチュ大会」に、ニューカレドニアから約50人の沖縄系移民の子孫が参加した。

沖縄からニューカレドニアへの出稼ぎ移民は、20世紀初頭に820人が4次にわたって渡航している。その歴史はハワイやブラジル、ペルーなどに次いで古い。にもかかわらず、戦後60年間もの長い間忘れられてきた。それは同地の移民史の特徴とも関係している。

一つには渡航者がハワイなどの家族移民とは異なり、ニッケル鉱山の鉱夫として男性の単身であったこと、このため沖縄の文化継承が見られなかった。二つには太平洋戦争の勃発により一世が逮捕強制送還され、家族が引き裂かれた。このため戦後60年間も空白が生じた。しかし、2006年頃から双方の組織的交流が始まり、空白は急速に埋められてゆく。それがまた他の移民史とは異なる歴史を刻んでいる。（報告概要より）



佐藤学氏

第60回研究会

米国大統領選挙を考える

－歴史の転換点なのか？－

1月20日（金）開催の研究会で、佐藤学所員が「米国大統領選挙を考える－歴史の転換点なのか？－」をテーマに報告した。司会・コメンテーターは野添文彬所員がつとめた。参加者は79名。



野添文彬氏

今回の米国大統領選挙が意味することは何なのか。反エスタブリッシュメント、反グローバル化の米国庶民の反乱、という評価は妥当なのか。プロレタリアートの勝利、国家の復権といった論点は本質を衝いているのか。

第二次世界大戦後、冷戦期を通じて米国が打ち立て、維持してきた構造である、自由貿易体制と、「世界の警察官」としての米国軍事体制が、本格的に終焉を迎えるという見方も広まっている。今回の大統領選挙は、真に世界史の変動の始まりなのか。

トランプ政権により、日本と米国の関係はどうなるのか。在沖米軍基地には、どのような変化があるのか、無いのか。選挙戦中のレトリックと、現実の政権運動は、当然のことながら異なる。その違いがトランプ政権は異例に多く、大きいことは間違いない。

30年間以上にわたる米国政治研究から学んだことから、米国の今とこれから、そして「トランプの世界」を考えたい。（報告概要より）

共同研究活動報告

共同研究 「戦後沖縄思想史の一断面」

2009年、小熊英二の上下巻にわたる大著『1968』が刊行され、学生運動・全共闘運動、そして新左翼運動が全盛を極めた“あの時代”に関する本格的研究成果が初めて公になり、各方面から大きな波紋を呼んだ。いまだその関係者の多くが存命の“あの時代”について、膨大な資料を手がかりに再検証し、その意義と限界を明らかにした小熊の研究は、その後種々の批判が寄せられたとはいえ（例えば、笠井潔『新版 テロルの現象学－観念論批判序説』（作品社、2013年）、桂秀実『天皇制の隠語』（航思社、2014年）、高口英茂『東大全共闘と社会主義』

第5巻 東大全共闘運動の総括と社会主義社会への展望』（芙蓉書房出版、2016年）など）、極めて意欲的かつ画期的なものであったといえよう。

ところで、大学問題に端を発した学生運動や新左翼運動の当時の政治的イシューといえば、日韓条約、日米安

保条約等の政治問題から、被差別部落、在日などのマイノリティを巡る社会問題に至るまで実に幅広く、多種多様な 이슈がその運動の対象となっていた。中でも、当時最重要 이슈の一つと捉えられていたのが、「国内問題」であるとともに「国外（国際）問題」であるともいえた、アメリカ軍政下の「沖縄」を巡る問題であった。それは、米軍基地に象徴される「安保」（基地）を巡る問題であったのと同時に、かつてそこは琉球王国であったという沖縄の特殊性、すなわち「マイノリティ」や「差別」等を巡る問題、さらには非ヤマト＝非日本、沖縄独立・自治などをも射程範囲とする問題でもあった。しかし、前掲の小熊らによる研究では、こうした「沖縄問題」への学生運動、新左翼運動の対応については詳細には検討されておらず、また従来のその種の研究では本土におけるそれらの検証が中心となっているため、現地沖縄での独自の学生運動、新左翼運動の詳細や、それと本土との関係・交流などについての検討がほとんど為されていない。しかし、当時、沖縄でも大きな「うねり」となっていた学生運動、新左翼運動等を等閑視しては、当時の（沖縄を含む）日本全体の思想状況はもとより、沖縄での「祖国復帰」以外の思想および運動を把握することは難しい。例えば、“あの時代”の学生運動、新左翼運動を極端な形で象徴する連合赤軍「あさま山荘事件」が発生したのは、沖縄が「祖国復帰」を果たす僅か3か月前の1972年2月のことである。

如上の問題意識から、本共同研究は「日本」「沖縄」の戦後史・戦後政治思想史研究の深化のために、従来の「復帰闘争史観」下での研究で看過されてきた「エアポケット」としての先述の研究上の空域を埋めるべく、戦後沖縄の学生運動、特にその新左翼系の運動の実態を明らかにする作業を進めている。具体的には、①沖縄県の「祖国復帰」前における現地沖縄での新左翼系学生運動の生成と展開、②復帰前に沖縄から本土に「留学」して「沖縄問題」に取り組んだ者たちによる新左翼系学生運動の生成と展開、③こうした闘争の中で「沖縄」それ自体に焦点を絞り、「沖縄人意識」や「日本≠沖縄」の構図を前面に打ち出して運動を展開した、沖縄出身者による「マイノリティ」系の学生運動、新左翼運動の思想と行動、そして④この主張に対して「沖縄人＝日本人」「沖縄＝日本」を沖縄人として改めて訴えつつ「マイノリティ」系の議論に批判を加えた反「マイノリティ」系の新左翼系沖縄学生運動を検討している。以上の研究を通じて、現在の日本社会では「ほとんど記憶されて」おらず「後世にほとんどわからない話」、あるいは「なかったこと」になってしまったといわれる（赤坂真理『愛と暴力の戦後とその後』（講談社、2014年）、島泰三『安田講堂 1968-1969』（中央公論新社、2005年））、戦後日本の「覚醒」としての学生運動の歴史の一断面が浮き彫りになり、かつそこから今日なお混迷する「沖縄問題」を改めて捉え直す契機を示すことができれば、本共同研究の目的の一端は達せられたことになろう。

（芝田秀幹）

共同研究 「これからの自治像」

一島一村で行政を考える

行政学、行政法の視点から県内の離島市町村、特に一島一村を中心として離島町村の課題を考えるために与那国町、伊是名村、伊平屋村、粟国村、多良間村、伊江村関係者へのヒアリングを行ってきた。県内の一島一村の離島の場合、村内に高校がなく、「15の春」「島建ち」を機に島を離れるため人口減少に歯止めがかからないのが実状である。人口をどう増やすかは大きな課題であるが、どの島もその有効な打開策を見いだすことは厳しいようである。高校、大学卒業後に島に帰りたくても職場が少ないため、島に戻ることは難しい。伊是名村のように、人口増加策として古民家を役場がリフォームし、県外からの移住者を受け入れることもアイデアとしては興味深い。与那国町の場合、人口減少の打開策を視野に自衛隊の誘致に踏み切り、200人余の人口増加になった。しかし、その誘致をめぐる町を二分する争いになったことも事実であり、自衛隊誘致によるまちづくりの難しさも否めない。

産業構造は農業、酪農、水産業を中心に第一次産業が中心であるが、どの村も後継者不足、天候に左右されやすいことや農産物価格の低迷など厳しい環境のため島の活性化に結びつけるのは容易ではない。そのような中で、多良間村の酪農の場合、山羊肉のレトルトパックで消費者のニーズをつかみ、生産が追い付かないほどの人気商品になっている事例もある。さらに、肉牛の飼育も近年盛んになっている。飼育頭数では山羊を上回っている。子牛を育て県外への出荷が多いようである。伊江村のように修学旅行向けの民泊も島の活性化、まちづくりに一役買っている。農業の傍ら修学旅行シーズンには民泊に力を入れ、両立を図ることも島の活性化に有効であろう。

教育面においては、児童生徒の減少から複式学級もやむを得ず、さらに、教科の専門教員を適切に配置できないこともあり、教育面で解決すべき課題も多い。このように、一島一村の場合、多くの課題を抱えており、村独自で解決できない課題は県レベルでの解決策を検討することは当然である。

今後の研究課題は、国が推進している地方創生事業・予算をどのように受け入れ、島の活性化に結び付けているのかをヒアリングを通して調べてみたい。さらに、今後の調査研究で竹富町のように村外に役場を置かざるを得ない一島一村の自治のあり方を考えてみたい。鹿児島県の十島村、三島村は鹿児島市内にそれぞれ役場を置いている。竹富町の役場の移転問題を考える場合にも大いに参考になりそうである。研究室を飛び出し、自治体関係者にヒアリングしながら考えることは「生きた行政学」「肌で感じる行政学」を体感するものだ。

(照屋寛之)

共同研究 「沖縄経済特区と法」

〔共同研究の進捗状況〕

本共同研究においては、主に、沖縄の3つの経済特区（物流特区・情報特区・金融特区）に加えて、「国家戦略特区」に指定されている「国際観光拠点」について、調査・研究を推進している。

本共同研究では、沖縄経済特区における法制度上および経済学上の問題状況を統一的な視点から整理し、そこから生じる様々な課題を探り、その課題に対する一定の解決策を提示することによって、沖縄県のさらなる経済活性化への指針を与えることを模索している段階である。

〔研究成果〕

2016年11月5日（土）に、沖縄法政研究所の主催で、イェール大学名誉教授で内閣官房参与の浜田宏一教授と筑波大学法科大学院の徳本穰教授（共同研究者）を招聘して、シンポジウム『法律学と経済学の交錯－沖縄への提言－』を開催した。

シンポジウムでは、沖縄経済の現状と課題を含めて、法律学と経済学という双方の観点から講演をして頂き、その後のパネルディスカッションでは、沖縄経済特区などのテーマに関して、伊達竜太郎（共同研究代表者）もパネリストを務めた。また、パネリストとしては、鈴木和子氏（鈴木和子税理士事務所所長）と桑田保広氏（株式会社 ANA Cargo 沖縄統括室担当部長）、コーディネーターとしては、普久原均氏（沖縄法政研究所特別研究員／琉球新報編集局長）、閉会挨拶としては、脇阪明紀（共同研究者）にも、多大なるご協力を得た。そこでは、幅広く沖縄県民の皆様と「沖縄の未来を考える」機会を設けることができた。

〔次度以降の研究計画等〕

経済特区を有する国内外の研究機関・政府機関・国営会社・株式会社等における実地調査に加えて、経済特区に関する国内外の資料収集・分析などを行う。そこでは、各国の経済特区をめぐる法制度や経済学上の優れている点と比較して、沖縄経済特区における課題を明らかにする。

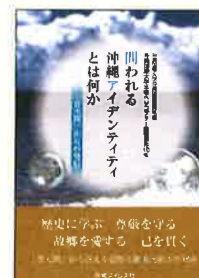
具体的には、アジアの諸外国（シンガポール・台湾など）において、特に成功している経済特区をめぐる法制度の枠組みや経済的な動向等を把握しつつ、日本と諸外国との比較法的考察や経済分析などを行う。そこから得られた示唆のもとに、沖縄経済特区における課題に対する一定の解決策を提示する。最終的には、内閣府や沖縄県の諸政府機関への提言も行う予定である。

(伊達竜太郎)

出版のお知らせ

沖縄法政研究所主催の連続企画「沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年 問われる沖縄アイデンティティとは何か」、連続企画「沖縄の未来を考える」の講演会およびシンポジウムの内容が出版されました。

書店にて販売中。定価 本体1,000円＋税



さんごしょう 私の仕事はボランティアコーディネーター



特別研究員 田中利昌

私は、現在、名古屋市市民活動推進センター（以下、センター）に勤めている。センターは、名古屋市が設置した市民活動を推進するための総合的な支援拠点である。センターの主な役割は、以下のとおりである。

①活動の拠点にする

フリースペースでは、簡単な打ち合わせやミーティングを行うことができ、会議室・集会室では、最大80人規模での会議や講座の開催が可能。作業スペースでは、印刷機、紙折り機などを利用して、チラシやパンフレット、会議資料作成などの作業も行うことができる。

②相談する

「ボランティアをしてみたい」「ボランティアを募集したい」「新しく団体を立ち上げたい」といった市民活動について相談にのっている。

③情報を入手する・発信する

市民活動に関するイベントやボランティア募集などの情報を閲覧・収集でき、市民活動に関する図書も収集しており、貸し出しも行っている。また、市民活動団体は、活動のパンフレットやチラシを掲示・配架も行っている。

④講座やイベントに参加する

ボランティアや市民活動に関する入門講座、団体運営などの専門的な講座、市民活動団体の交流や社会貢献促進イベント等を開催している。

⑤NPO法人をつくる・運営する

名古屋市内のみに事務所を有するNPO法人の所轄庁であり、NPO法人の認証や、認定事務を行っている。

上記のように、業務の幅は広くボランティアや市民活動に関する総合デパートだと思っている。

私が担当している業務は、ボランティア・市民活動についての相談、施設管理、図書の管理、web管理、統計データ管理、ボランティア・NPOの講座講師、NPO法人からの提出書類の確認、認証相談補助などである。

ボランティアをしたいと言ってきた人が、その後、ボランティアに参加し、そこで社会問題に気づき、団体を立ち上げ、NPO法人格を取得し、その後、2事業年度以上を経て認定NPO法人を取得することができたらどんなにいいだろうか。ボランティアから認定まで一貫して相談者に寄り添うことが出来る数少ないボランティア・市民活動センターであると思う。

相談の内容は多岐にわたり、業務の内容によって、法人と協働の2つのラインに分かれているが、私の場合は、その双方の業務に携わっている。ある時は、ボランティアをしたい人からの相談に乗ったり、ある時は、団体の活動相談に乗ったり、また、ある時は、NPO法人の設立相談に乗ったりと、幅広い相談に応じなければならない。つまり「話を聞くこと」がまず相談の第一歩となる。聞くことから何もかもが始まる。私たち自身の仕事は、ボランティアコーディネーターであると思うが、コーディネーターという言葉には、「調整」といった意味を真っ先に思い浮かべる人も多いと思う。しかし、もう一つ重要な意味があって、「同等」という意味がある。あくまでお互いが対等な立場で相談者との相談に臨む姿勢が重要である。どちらかの一方的な考えを押し付けることはあってはならないというのが基本原則であり、普段から心がけていることである。

実際に、ボランティアの相談を受けていても、明確にどんなボランティアがしたいとの相談で訪れている人は実は少ない。話を聞きながら、どんな目的で、どのようなボランティアをしたいかを聞いていくプロセスが必要になってくる。それがうまくいくこともあるし、うまくいかず、次回に繰り越したり、そのまま終了し、モヤモヤが残るケースもある。納得できず、他のスタッフや外部の知人に相談し、助けを求めることもある。

センターでの仕事は、延べ4年が経過しようとしているが、まだまだ試行錯誤の毎日である。

今後も、カウンターで相談の実践をしつつ、スキル向上や経験の蓄積を行い、市民の皆さんから頼られるようになっていきたいと思う。

（たなかとしまさ 名古屋市市民活動推進センター）

2016(平成28)年度 沖縄法政研究所 所員・特別研究員名簿

	氏 名	所属・職名等	専攻・研究テーマ等
〔所 員〕 *委嘱初年・五十音順			
1	所 長 稲 福 日出夫	法学部法律学科・教授	郷土の生んだ法律家佐喜眞興英とグリム兄弟の法学観
2	副所長 照 屋 寛 之	法学部地域行政学科・教授	市町村合併、オンブズマン制度、行政改革
3	徳 永 賢 治	法学部地域行政学科・教授	法哲学、法思想史、多元的法体制論
4	井 端 正 幸	法学部法律学科・教授	近代フランスにおける議会制の展開
5	脇 阪 明 紀	法学部法律学科・教授	商法学、商号、商業登記等
6	小 西 由 浩	法学部地域行政学科・教授	犯罪予防論
7	前 津 榮 健	法学部地域行政学科・教授	情報公開および個人情報保護制度の諸問題
8	熊 谷 久 世	法学部地域行政学科・教授	生殖技術の進展に伴う国際家族法の包容について
9	武 田 一 博	法学部地域行政学科・教授	ニューロ・フィロソフィーとエコフェミ・フィロソフィー
10	井 村 真 己	法学部法律学科・教授	アメリカ公正労働基準法の制定過程に関する研究
11	比屋定 泰 治	法学部法律学科・教授	国際機構研究、国家の裁判権免除と基地訴訟の研究
12	○ 佐 藤 学	法学部地域行政学科・教授	地方自治、アメリカ政治
13	○ 上江洲 純 子	法学部地域行政学科・准教授	倒産手続間格差は正問題について
14	○ 金 城 和 三	法学部法律学科・講師	動物生態学
15	原 田 優 也	産業情報学部企業システム学科・教授	商学概論、マーケティング情報処理
16	芝 田 秀 幹	法学部法律学科・教授	西欧政治思想史
17	平 剛	法学部地域行政学科・准教授	公的支出に関する実証分析
18	中 野 正 剛	法学部法律学科・教授	犯罪統制の近代化過程から考察する未完成犯罪解釈学の推移の研究
19	黒 柳 保 則	法学部地域行政学科・准教授	米軍制下の奄美・沖縄・宮古・八重山各群島の政治史
20	○ 大 城 明 子	法学部地域行政学科・准教授	CALL 教育 英語学習者の英語学習ストラテジーとビリーフについて
21	○ 野 見 収	法学部地域行政学科・准教授	イデオロギーと無意識の関係についての教育的考察
22	砂 川 かおり	経済学部地域環境政策学科・講師	米軍活動に係る環境政策・法研究
23	山 川 満 夫	法学部法律学科・准教授	リメディアル教育、中・高英語教育、小学校外国語活動
24	山 下 良	法学部法律学科・准教授	民法学、担保物権法、消費者保護法
25	○ 伊 達 竜太郎	法学部法律学科・准教授	会社法、国際取引法、沖縄経済特区
26	野 添 文 彬	法学部地域行政学科・准教授	沖縄米軍基地をめぐる日米関係に関する史的研究
27	◎ 田 中 佑 佳	法学部地域行政学科・講師	憲法、人権論、「子ども」という主体に関する憲法問題
28	◎ 安 原 陽 平	総合文化学部人間福祉学科・講師	教育法学、憲法学

〔特別研究員〕 *委嘱初年・五十音順

1	○ 友 利 博 明	税理士法人リモト・代表社員税理士	租税法、税理士
2	○ 仲 地 博	沖縄大学・教授	行政法・憲法
3	○ 福 里 芝 人	沖縄女子短期大学総合ビジネス学科・教授	民法
4	○ 前 田 成 東	東海大学政治経済学部・教授	行政学・地方自治論
5	○ 三 木 健	ジャーナリスト、沖縄ニューカレドニア友好協会顧問	沖縄文化
6	知 念 賢 諭	浦添市役所都市建設部都市計画課	政治学、行政学
7	成 田 善 一	前株式会社琉薬・相談役	商事法（会社法）
8	○ 比屋根 照 夫	琉球大学・名誉教授	政治思想史
9	○ 松 田 朝 徳	松田朝徳法律事務所・弁護士	民事・家事事件（法律業務）
10	宮 平 魏 秀	沖縄国際大学・名誉教授	民法（財産法）
11	篠 田 四 郎	名城大学大学院法務研究科・教授	商法、知的財産権法
12	緑 間 英 士	学校法人興南学園・社会科教諭	国際法、政治学
13	緑 間 榮	沖縄国際大学・名誉教授	国際法
14	山 本 研	早稲田大学法文学術院（法務研究科）・教授	民事手続法
15	金 城 和 昌	社会福祉法人緑樹会・理事長	老人福祉施設経営
16	黒 島 健	前石垣市副市長	行政学
17	中 原 俊 明	沖縄キリスト教学院大学・学長	商法
18	増 田 雅 暢	岡山県立大学保健福祉学部・教授	社会保障論、介護保険
19	○ 上 地 一 郎	高岡法科大学法学部法律学科・准教授	法社会学・民法
20	○ 豊 田 雅 幸	立教学院展示館設置準備室・学芸員	日本近現代史、日中関係史、大学史
21	阿波連 正 一	国立大学法人静岡大学法務研究科・教授	民法、環境・公害法、土地所有権法
22	垣 花 豊 順	あけぼの法律事務所・所長（弁護士）	刑事法
23	石 川 朋 子	沖縄法政研究所研究支援助手、沖縄国際大学非常勤講師	社会学、移民研究、地域研究
24	伊 波 和 正	沖縄国際大学・名誉教授	少年法（イギリス vs. 日本）

氏 名		所属・職名等	専攻・研究テーマ等
25	奥 田 敦	慶應義塾大学総合政策学部・教授	イスラーム法および関連諸領域、アラビア語教育
26	儀 部 和歌子	儀部和歌子法律事務所・弁護士	憲法
27	下 地 勝	サポートオフィスみらい (社労士・行政書士事務所)・所長	労働法、社会保障法
28	○ 安次富 哲 雄	琉球大学・名誉教授	民法 (財産法)
29	○ 我 部 政 男	山梨学院大学・名誉教授	日本近現代史
30	○ 土 江 真樹子	ジャーナリスト	ジャーナリズム論、メディアリテラシー、沖縄返還、沖縄戦、工芸論
31	○ 仲宗根 京 子	沖縄大学・非常勤講師	企業法、法学
32	○ 仲宗根 忠 真	うるま法律事務所・弁護士	民事法
33	○ 羽 月 章	愛媛大学法学部・准教授	民法学 (子どもの権利の保護)
34	鎌 田 晋	弁護士法人ていだ法律事務所・弁護士	国際民事訴訟法
35	高 橋 一 行	明治大学政治経済学部・専任教授	政治学、政治哲学、社会科学方法論
36	田 中 利 昌	名古屋市民活動推進センター	ボランティア論、ボランティアコーディネート論、NPO 論
37	崔 鍾 植	関西大学法学部・非常勤講師	刑事政策、少年法、日韓比較刑事法
38	向 井 洋 子	熊本学園大学社会福祉学部・専任講師	アメリカ政治研究、社会福祉
39	Robert D.Eldridge	エルドッジ研究所・代表	戦後日米関係と沖縄
40	○ 山 岸 健太郎	中京大学国際教養学部・非常勤講師	中国外交、台湾外交、国連加盟国の国連政策、国際機構論
41	小 林 武	沖縄大学・客員教授	憲法学
42	櫻 澤 誠	国立大学法人大阪教育大学・准教授	日本近代史、沖縄県史
43	中 島 弘 雅	慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院)・教授	民事手続法
44	○ 大久保 秀 人	えるだ法律特許事務所・弁理士	知的財産法
45	○ 武 田 昌 則	琉球大学大学院法務研究科 教授、弁護士法人ひかり法律事務所 弁護士	会社法、国際民事手続法、国際私法、アメリカ法
46	○ マツシエウストフ・アルパド	沖縄キリスト教学院大学・非常勤講師	米国法 (特に、環境法、安全保障法)、国際比較法
47	磯 野 直	沖縄タイムス・記者	ジャーナリズム
48	高 橋 英 治	大阪市立大学大学院法学研究科・教授	会社法
49	松 井 慎一郎	聖学院大学人文学部・准教授	日本近現代思想史
50	屋 良 朝 博	フリーランスライター、元沖縄タイムス論説委員	沖縄の米軍基地問題
51	吉 次 公 介	立命館大学法学部・教授	戦後日本政治外交史
52	○ 徳 本 穰	筑波大学法科大学院・教授	商法、会社法、金融商品取引法、企業組織再編法、国際企業法、経済特区法
53	○ 真喜屋 美 樹	名城大学リベラルアーツ機構・准教授	地域経済・公共政策
54	○ 松 本 真 輔	中村・角田・松本法律事務所 パートナー弁護士	M&A 等の企業法務
55	Claus Franke	琉球大学・特認講師	音楽・芸能文化、戦争と平和など
56	高 橋 順 子	日本女子大学・非常勤講師	社会学
57	常 井 健 一	ノンフィクションライター、フリーランス	日本政治、ジャーナリズム
58	新 倉 修	青山学院大学大学院法務研究科・教授/弁護士	刑事法、フランス法、国際人権法、国際刑事法
59	◎ エルサムニー・イブラヒム	沖縄国際大学・非常勤講師	アラブ文化、地域研究
60	◎ 大 城 聡	東京千代田法律事務所・弁護士	裁判員制度、市民参加
61	◎ 高江洲 敦 子	沖縄国際大学・非常勤講師	沖縄文化論、社会組織
62	◎ 田 口 真 義	有限会社アンジュ・取締役	裁判員制度 (同法への市民参加)、少年非行及び少年法、行刑及び犯罪者の社会復帰支援、死刑問題
63	◎ 高 嶺 朝 一	T&CT Office LLC. 代表	安全保障、国内政治、日米関係
64	◎ 半 田 滋	東京新聞 (中日新聞)・論説編集委員	安全保障 (自衛隊、米軍基地)
65	◎ 普久原 均	琉球新報編集局長	平和学、安全保障、経済政策、沖縄振興体制、国際政治
66	◎ 三 宅 孝 之	島根大学名誉教授・同大学院法務研究科特任教授	刑事法
67	◎ 山 内 正	沖縄県消防学校・非常勤講師	消防法
68	◎ 山 本 章 子	沖縄国際大学・非常勤講師	国際政治、政治史、日米関係史、アジア冷戦史
69	◎ 与 儀 武 秀	沖縄タイムス社芸部・記者 (文化担当)	沖縄文化論
70	◎ 米 倉 外 昭	琉球新報編集局文化部・副部長 (記者)	労働組合、メディア、安全保障、基地問題

※所属・職名、専攻・研究テーマ等は、2017 年 3 月現在。更新時に関わらず所属や連絡先等の変更がある場合には、随時、沖縄法政研究所までご連絡ください。

※2016 年度更新した○印の所員・特別研究員および◎印の新規所員・特別研究員の任期は、2016 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日です。所員・特別研究員は、二年任期で、二年毎に更新手続きが必要になります。

【連絡先】 e-mail : oilpchr@okiu.ac.jp Fax : 098-893-8937
TEL : 098-892-1111 (内線 6110・6119) または 098-893-7967 (研究支援課)
〒901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目 6 番 1 号

●2016(平成28)年度 活動日誌(2016年4月～2017年3月)

2016年

- 4月22日(金) 16:30～15:15 法学部会議室(5号館6階)
第1回紀要編集委員会
1.紀要第19号投稿申込みについて
- 5月10日(火) 16:30～17:50 13号館1階会議室
第1回事業計画委員会
1.2016年度所員の新規推薦及び更新について
2.2016年度事業計画及び予算(案)について
- 5月13日(金) 12:25～12:45 法学部会議室(5号館6階)
第1回所員会議
1.2016年度所員の新規推薦及び更新について
2.2016年度事業計画及び予算(案)について
- 5月20日(金) 13:00～15:05 13号館1階会議室
第1回総合研究機構会議
1.2016年度所員について
2.2016年度特別研究員について(南島研・産業研・経環研)
3.2016年度事業計画(案)および事業予算(案)について
- 5月27日(金) 16:00～17:30 13号館1階会議室
第57回研究会 参加者13名
「米国の普天間移設の意図と失敗」
- 6月3日(金)～5日(日) 東京 2泊3日
共同研究「沖縄経済特区と法」資料・情報収集
- 6月23日(木)
沖縄国際大学沖縄法政研究所編「基地の島」沖縄が問う一連続企画
「沖縄の未来を考える」出版
- 7月6日(水)～8日(金) 東京 2泊3日
共同研究「沖縄経済特区と法」資料・情報収集
- 7月12日(火) 9:00～10:00 13号館1階会議室
第2回紀要編集委員会
1.紀要掲載証明について
- 7月15日(金) 15:30～17:00 13号館3階(302教室)
第58回研究会 参加者70名
米軍に阻まれた火災調査権ー沖縄大への米軍ヘリコプター墜落に伴う火災を中心にー
- 8月4日(木) 18:30～19:20 13号館1階沖縄法政研究所所長室兼執務室
無料法律相談
- 10月14日(金) 13:00～13:45 13号館1階会議室
第2回事業計画委員会
1.2016年度購入予定図書について
2.研究会の開催について(11月・1月開催)
- 10月21日(金) 10:40～11:50 本館1階会議室A
第2回総合研究機構会議
1.南島文化研究所規則の一部改正案について
2.産業総合研究所規則の一部改正について
3.沖縄法政研究所規則の一部改正について
4.沖縄経済環境研究所規則の一部改正について
- 10月21日(金)～23日(日) 東京・千葉 2泊3日
共同研究「沖縄思想史の足跡」資料蒐集
- 10月28日(金) 13:00～13:25 法学部会議室(5号館6階)
第2回所員会議
1.2016年度購入予定図書について
2.研究会の開催について(11月・1月開催)
- 11月5日(土) 13:30～17:30
第15回シンポジウム 140名
「法律学と経済学の交錯ー沖縄への提言ー」
- 11月10日(木) 16:20～17:30 13号館1階会議室
第3回紀要編集委員会
1.入札について
- 11月18日(金) 15:00～16:30 13号館1階会議室
第59回研究会 参加者36名
「ニューカレドニアの沖縄系移民ー空白の歴史とアイデンティティの問題ー」
- 12月2日(金) 16:30～18:45 13号館1階会議室
第3回事業計画委員会
1.研究会の開催について
2.講演会の開催について
3.2016年度購入予定図書について(第2回)
4.2017年度事業計画及び予算(案)について
5.2017年度特別研究員の新規推薦および更新について
6.所長選挙について
7.沖縄法政研究所規則の一部改正について

- 12月9日(金) 14:30～16:27 法学部会議室(5号館6階)
第3回所員会議
1.研究会の開催について
2.講演会の開催について
3.2016年度購入予定図書について(第2回)
4.2017年度事業計画及び予算(案)について
5.2017年度特別研究員の新規推薦および更新について
6.所長選挙について
- 12月19日(月) 16:30～17:35 本館6階会議室A
第3回総合研究機構会議
1.南島文化研究所規則の一部改正案について(継続)
2.沖縄国際大学産業総合研究所規則の一部改正案について(継続)
3.沖縄国際大学沖縄法政研究所規則の一部改正案について(継続)
4.沖縄経済環境研究所規則の一部改正案について(継続)

2017年

- 1月13日(金) 13:00～13:15 13号館1階会議室
第4回事業計画委員会
1.特別研究員の更新について
2.研究会(1月27日開催予定)の開催中止について
- 1月20日(金) 12:20～12:37 法学部会議室(5号館6階)
第4回所員会議
1.特別研究員の更新について
2.研究会(1月27日開催予定)の開催中止について
- 1月20日(金) 15:00～16:30 13号館1階会議室
第60回研究会 参加者79名
米国大統領選挙を考える 一歴史の転換点なのか？ー
- 1月30日(月) 10:40～12:10 13号館1階会議室
第4回紀要編集委員会
1.紀要発行について(最終確認)
- 2月10日(金) 12:20～12:40 法学部会議室(5号館6階)
第5回所員会議
1.所長選挙の結果について
2.副所長の選出について
3.特別研究員の更新について
- 2月7日(火)
紀要「沖縄法政研究」第19号発刊
- 2月25日(土) 15:00～17:40 13号館3階(301教室)
第38回講演会 101名
「貧困」を考えるー子どもの成長発達と沖縄の明日ー
- 2月28日(火)～3月2日(木) 東京 2泊3日
他大学研究所の情報・資料収集
- 3月15日(水) 15:00～16:45 本館6階会議室A
第4回総合研究機構会議
1.副機構長の選出について
2.沖縄法政研究所所長選挙結果について
3.沖縄経済環境研究所所長選挙結果について
4.沖縄法政研究所副所長の任用について
5.2017年度特別研究員について(南島研・法政研)
6.研究助手任用規程改正について
- 3月17日(金)～19日(日) 東京 2泊3日
共同研究「沖縄経済特区と法」資料・情報収集
- 3月19日(日)～22日(木) 大阪 3泊4日
共同研究「沖縄思想史の足跡」情報・資料蒐集
- 3月20日(月)～21日(火) 久米島 1泊2日
共同研究「これからの自治像」資料蒐集および聴き取り調査
- 3月22日(水)～24日(金) 与那国 2泊3日
共同研究「これからの自治像」資料蒐集および聴き取り調査
- 3月24日(金)～27日(月) 鹿児島 3泊4日
共同研究「これからの自治像」資料蒐集および聴き取り調査
- 3月26日(日)～28日(火) 石垣 2泊3日
共同研究「沖縄思想史の足跡」資料蒐集
- 3月31日(金) 14:00～ 13号館1階会議室
所長・副所長 引継ぎ
- 3月31日(金)
「沖縄法政研究所所報」第26号発行